

大迫田浄水場等運転管理業務委託に係る
公募型プロポーザル

実 施 要 領

1. 目的

この実施要領は、大迫田浄水場等運転管理業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 大迫田浄水場等運転管理業務委託
- (2) 業務の目的 周南市上下水道局が運転管理する大迫田浄水場、一の井手浄水場及び浄水場に関連する場外施設の運転管理の効率化を図るとともに、将来にわたる水道事業の安全性、安定性を確保することを目的とする。
- (3) 業務内容 浄水場等の運転維持管理業務
 - ① 浄水場等施設運転監視・制御
 - ② 設備、機器の保守点検業務
 - ③ 浄水場運転に必要な定期作業
 - ④ 環境整備業務
 - ⑤ 水質管理業務
 - ⑥ その他運転維持管理に必要な業務
- (4) 委託期間 令和9年4月1日より令和14年3月31日まで
- (5) 業務形態 委託期間中毎日（24時間）
- (6) 履行場所 大迫田浄水場、一の井手浄水場及びポンプ所、配水池等場外関連施設
- (7) 提案上限額 715,495,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。
- (8) 業務体制 大迫田浄水場に常時2名以上の従事者を配置し、内1名は業務責任者として標準仕様書に規定する業務総括責任者、副総括責任者、主任のいずれかを充てるものとする。
- (9) 業務開始日 令和9年4月1日
(契約は令和8年11月を予定しており、契約日から業務開始日までを習熟期間とし、これに係る経費は全て受注者の負担とする。)
- (10) 委託料支払 業務開始月分からの支払いとする。

- (11) 仕様書 別添の大迫田浄水場等運転管理業務委託標準仕様書及び特記仕様書による。

3. 主催者及び事務局

主催者 周南市上下水道局

事務局 周南市上下水道局 浄水課

〒745-8655

周南市岐山通1丁目1番地

電話番号 0834-22-8675

FAX番号 0834-32-2977

電子メール suido-josui@city.shunan.lg.jp

4. 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号の規定に該当しない者。
- (2) 参加表明書提出時点において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は、第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け更生計画又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日時点において、R8・R9年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）建物等の保守管理に登録されていること。
- (4) 指名停止の措置を周南市から受けていない者。
- (5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 日本国内において水源を地表水とし、水道用水供給事業、水道事業に係る浄水場施設（凝集沈殿処理・急速ろ過処理を行う施設能力20,000m³/日以上（施設）の運転管理業務（運転監視業務及び保守点検業務）を平成14年4月1日以降に元請として3年以上履行した実績を有すること。なお、受注を証明できる書類の提出が必要である。
- (7) 参加形態は単体企業であること。
- (8) 本業務を統括する本店、支店又は営業所（商業登記）が山口県、広島県、島根

県又は福岡県内にあること。

5. 参加手続

(1) 実施要領・標準仕様書・特記仕様書等の確認

① 公告日

令和8年7月21日（火）

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係資料は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能である。また、周南市上下水道局浄水課でも配布する。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 説明会

必要があれば、説明会を個別に実施する。

① 開催期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月6日（木）まで

※上記期間内、土曜日、日曜日、祝日は実施しない。

※詳細日時は申込書提出後、後日連絡とする。

② 開催場所

周南市上下水道局大迫田浄水場

③ 提出書類

説明会参加届（様式 2）

④ 提出方法

FAX又は電子メールにより3.に定める事務局（以下「事務局」という。）に提出とする。なお、提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

※開催決定後、無断欠席者は参加者資格を失う。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、標準仕様書、特記仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

① 提出書類 ア 参加表明書（様式 3）

イ 会社概要書

ウ 財務状況（直近2ヶ年会計年度における貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、個別注記表）

エ 履行実績調書（様式 4）及び業務委託契約書の写し

② 提出期限 令和8年8月7日（金）午後5時必着

③ 提出場所 事務局

- ④ 提出方法 持参又は郵送（いずれの方法も提出期限内必着のこと。）
持参による提出の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
※郵送の場合、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により参加表明書等が到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。
- ⑤ 参加資格確認結果
参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果（様式 5）を通知する。

6. 質問の受付及び回答

（1）質問方法

実施要領、標準仕様書、特記仕様書等に係る質問は、質問票（様式 1）によるものとし、FAX又は電子メールにより提出すること。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

（2）受付期間

令和8年7月21日（火）午前9時から令和8年7月31日（金）午後5時までとする。（ただし、受信確認は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

（3）提出先FAX番号、電子メールアドレス及び受信確認先電話番号 事務局

（4）回答方法

令和8年8月4日（火）午前9時以降に周南市ホームページに掲載する。

7. 企画提案書の作成及び提出

（1）提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

① 企画提案書表紙（様式 6）

② 企画提案書

- 1) 業務提案書は目次を付け、一部ずつ綴り、袋とじにすること。
- 2) 日本語を使用し、日本産業規格A4版縦置き左綴りで、原則両面印刷の書類とするが、図表などはA3版の片面印刷で折込み挿入してよい。ただし、枚数換算として2ページ分とする。
- 3) 文字サイズは原則10.5ポイント以上とする。ただし、図表に使用する文字はこの限りではない。
- 4) 表紙、目次を除く各ページにはページ番号を記入すること。
- 5) 表紙は中身の紙材質と同等なものを用いること。
- 6) 企画提案の内容は、「9. 評価基準及び配点」をよく読み記載すべき事項はもれなく記載すること。

7) 企画提案書は、表紙を除き 40 ページ以内とし、図表はページ数に含むものとする。ただし、評価項目「Ⅰ 業務受注実績 ①業務受注実績」、「Ⅲ 業務、運転管理体制 ②業務に従事する予定技術者の資格及び業務実務経験年数等」については発注者にて指定する別紙様式にて提出すること。これについては、ページ数に含まないものとする。

8) 表紙を含み企画提案書の中に会社名又は会社のロゴマーク等会社名が推測されるような記載をしてはならない。

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

提案見積書には、各年度の積算内訳を添付し、企画提案書とは別に厳重に封緘の上提出すること。（消費税及び地方消費税額を含まないこと。）

(2) 提出期間

令和 8 年 8 月 17 日（月）から令和 8 年 9 月 4 日（金）まで

(3) 提出場所

事務局

(4) 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法も提出期間内必着のこと。）

持参による提出の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

郵送の場合、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により企画提案書等が到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 提出部数

企画提案書：7 部（原本 1 部、副本 6 部）

提案見積書：1 部

8. 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングは令和 8 年 9 月頃を予定しており、日程及び実施内容については別途通知する。

※企画提案書提出者が多数の場合は、①書類審査②プレゼンテーション及びヒアリングの 2 段階での選定とする。

※企画提案書提出者が 1 者の場合でも、本企画提案競争は成立することとする。

(2) 受託候補者の選定

① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、周南市上下水道局が設置する「大迫田浄水場等運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル評価会」（以下「評価会」という。）が

行う。

② 評価方法

評価は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼンテーション、ヒアリング内容及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価する。

③ 受託候補者の決定

各評価者の平均評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定する。平均評価点は小数第1位までとし、2位以下は四捨五入とする。なお、同点の場合は、評価項目Ⅰ～Ⅸの評価点の合計が高い者を受託候補者とする。この場合において、評価項目Ⅰ～Ⅸの評価点の合計も同点の場合は、くじ引きにより受託候補者を決定する。

④ 最低基準点の設定

各評価者の平均評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

⑤ 選定結果

選定結果は、本プロポーザル手続き完了後、周南市公式ホームページで公表する。

また、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書（様式 7）」を送付する。

なお、選定結果等についての異議申立ては受け付けない。選定結果に対する説明は、「選定結果通知書（様式 7）」に記載されている期間内に、記載の方法により求めることができる。

9. 評価基準及び配点

（1）評価基準及び配点

評価項目等については、次表に掲げるとおりとする。ただし、評価会で評価項目の変更、追加等を行うことがある。

業務提案評価項目

区分	評価項目
I 業務受注実績	①平成１４年４月１日以降に受注した浄水場の運転監視又は保守点検業務についての実績（様式 ９）
II 経営方針	①自社の経営理念（社訓、事業方針等）及びそれを従事者に浸透させるための取組み
	②公営企業の業務受注者としてコンプライアンス（法令遵守等）をどのように考えているか
III 業務、運転管理体制	①業務、運転管理体制
	②業務に従事する予定技術者の資格及び業務実務経験年数等（様式 １０～様式 １３）
IV 運転管理業務	①運転監視・制御方法、巡視点検方法に対する考え方
	②水量・水質面からの異常時への対応
	③施設・設備面からの故障・異常時への対応
V 危機管理	①非常時・緊急事態発生時の対応
	②応援体制
VI 従事者育成	①従事者の資質向上に係る取組みに対する考え方
VII 環境保全	①環境保全対策(省エネ・脱炭素等)の考え方
VIII その他提案	①運用コスト縮減に対する考え方 ②予防保全の考え方 ③その他独自の企画提案
IX プレゼン評価	意欲・信頼性・ヒアリング回答
小 計	１７０点
X 提案見積金額	提案見積金額
合 計	２００点

(2) 評価及び評価内容

企画提案書に記載する項目は、「企画提案評価項目」に記載されている項目とし、下記の内容についてもれなく記載すること。

I 業務受注実績

①業務受注実績

(様式 9) により提出すること。

II 経営方針

- ① 自社の経営理念（社訓、事業方針等）及びそれを従事者に浸透させるための取組みについて記述すること。
- ② 公営企業の業務受注者としてコンプライアンス（法令順守等）をどのように考えているか記述すること。

III 業務、運転管理体制

① 業務、運転管理体制について記述すること。

予定従事者の職種（総括責任者、副総括、主任、技術員、技能員）及び氏名、人員の配置計画、指揮命令系統、管理・責任体制について。

急な欠員が発生した場合の人員補充体制について。

② 業務に従事する予定の技術者の資格

(様式 10) から (様式 13) で予定従事者全てについて提出すること。

IV 運転管理業務

① 運転監視・制御方法、巡視点検方法に対する考え方

大迫田浄水場及び一の井手浄水場の運転管理について、運転監視・制御、巡視点検等実施方法に対する考え方や提案について記述すること。

② 水量・水質面からの異常時への対応

原水濁度や pH など水源水質変動に対する運転管理方法について記述すること。

各水処理工程において処理水質等が管理目標値を超えない為の予防措置策及び管理目標値を超えた場合の対策について記述すること。

③ 施設・設備面からの故障・異常時への対応

設備機器故障時の初期対応について記述すること。

落雷への対応について記述すること。

V 危機管理

① 非常・緊急事態発生時の対応

自然災害やテロ等の非常・緊急時の初期対応(人数・所要時間) 及び連絡体制について記述すること。

② 応援体制

業務支援拠点や関連企業等の連携支援体制等について記述すること。

(業務支援拠点とは、本店、本社、支店、支社、営業所をいう。)

VI 従事者育成

- ① 従事者の資質向上に係る取組みに対する考え方
技術向上のため定期的に研修・教育を行う等、契約期間内に技術レベルの向上対策、技術の継承につながる取組みについて記述すること。

VII 環境保全

- ① 環境保全対策の考え方
浄水場における省エネルギー対策・脱炭素対策など環境保全に対する考え方、方法について記述すること。

VIII その他提案

- ① 運用コスト縮減に対する考え方
運用コスト縮減についての取組や考え方があれば記述すること。
- ② 予防保全の考え方
予防保全についての考え方があれば記述すること。
- ③ その他独自の企画提案
本業務の向上、効率化等に関して実現可能な企画・提案があれば記述すること。

X 提案見積金額

提案された見積金額は、評価会が設定した価格による基準により評価し得点化する。

記載内容については、該当する「区分・評価項目」の番号を明示すること。

(記載例)

<Ⅱ―①> 自社の経営理念(社訓、事業方針等)及びそれを従事者に浸透させるための取組みについて

当社の経営理念は、・・・・・・・・・・。

(3) 評価の着目点

プロポーザルの評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、技術力、企画提案内容の適格性、表現力、独創性、人員配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力、提案見積金額における経済性等を基準として行う。

10. 契約(受託候補者特定後)

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2) 見積徴収

受託候補者を本業務委託契約に係る随意契約の見積徴収の相手先とする。ただし、受託候補者が下記のいずれかに該当し、見積徴収及び業務委託契約の締結ができないと判断した場合には、評価点の次点者を見積徴収の相手先とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に規定するものに該当することとなったと

き。

- ② 周南市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 選定後に本実施要領書 11. に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。
- ④ 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
- ⑤ 本業務委託契約の締結を辞退したとき。
- ⑥ その他の理由により業務委託契約の締結が不可能になったとき。

(3) 委託契約金額は、周南市上下水道局の定める本業務委託に係る予算の範囲内とする。

(4) 業務委託の実施条件

- ① 本業務の実施にあたっては、事業者の企画提案書に記載された内容を尊重し、周南市上下水道局において定める仕様書に基づくものとする。
- ② 業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、周南市上下水道局の承認を得たときは、この限りではない。

(5) 契約内容等

本業務の委託契約は、周南市上下水道局会計規程、周南市契約事務規則及び周南市上下水道局業務委託契約約款によるものとする。

(6) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に契約者が本要領書 11. に定める失格事項に該当する場合は、契約の解除を行うことがある。

11. 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合。
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合。
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合。
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合。
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合。
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書等の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、その一切を参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができない

と認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を周南市上下水道局に請求することはできない。

- ③ 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とし、複数の提案はできない。
- ④ 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類をいったん持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ⑤ 提出された参加表明書、企画提案書等は返却しない。
- ⑥ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（周南市上下水道局からの指示があった場合を除く。）
- ⑦ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑧ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式 8）により、事務局へ届け出ること。
- ⑨ 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、周南市上下水道局が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）に基づき公開することがある。
- ⑩ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑪ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑫ 提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、主催者はその責を負わない。提出者において配達記録郵便等の利用や F A X ・電子メールの着信確認等の対策を講じること。
- ⑬ 電子メール等の通信事故については、周南市上下水道局はいかなる責任も負わない。
- ⑭ 参加表明書及び企画提案書等の提出書類に虚偽の内容を記載した場合、提出者に対し、指名回避等の措置を行うことがある。
- ⑮ 個人情報保護関連法令に基づき、個人情報の保護を行い、目的外利用及び提出者以外の第三者に個人情報を提供することはない。
- ⑯ 選定された事業者については、本プロポーザルにおける評価及び選定結果について主催者の説明責任を果たすべき主旨から、その内容を公開する場合がある。
- ⑰ 受注実績、その他の確認のため追加資料の提出を求めることがある。

12. プロポーザル実施スケジュール

令和8年7月21日～8月7日

令和8年7月21日～7月31日

令和8年7月21日～8月6日

令和8年8月7日

令和8年8月17日～9月4日

令和8年9月下旬頃

令和8年10月中旬頃

令和8年11月中旬頃

プロポーザル参加者の募集

質問受付期間

説明会

参加表明書等提出期限

企画提案書受付期間

プレゼンテーション及びヒアリング
(別途通知)

選定結果の通知

契約締結

以上